

山形県住宅供給公社定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この地方公社は、住宅を必要とする勤労者に対し、既成市街地の住環境改善や住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もって住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 この地方公社は、山形県住宅供給公社と称する。

(設立団体)

第3条 この地方公社の設立団体は、山形県とする。

(事務所の所在地)

第4条 この地方公社は、主たる事務所を山形県山形市に置く。

(公告の方法)

第5条 この地方公社の公告は、官報及び山形県公報に掲載して行う。

第2章 役員及び職員

第1節 役員及び職員

(役 員)

第6条 この地方公社に、役員として、理事長1名、理事9名以内及び監事3名以内を置く。

2 理事のうち1名を副理事長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とすることができる。

3 理事のうち5名以内を常任とする。

(役員職務及び権限)

第7条 理事長は、この地方公社を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、規程で定めるところにより、理事長を補佐してこの地方公社の業務を掌理する。

3 副理事長は、理事長の定めるところにより、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 専務理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠けたときはその職務を行う。

5 常務理事は、理事長の定めるところにより、理事長、副理事長及び専務理事に事故があるとき

はその職務を代理し、理事長、副理事長及び専務理事が欠けたときはその職務を行う。

6 監事は、この地方公社の業務を監査する。

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は国土交通大臣若しくは山形県知事に意見を提出することができる。

(役員任命)

第8条 理事長及び監事は、山形県知事が任命する。

2 理事は、理事長が任命する。

3 副理事長、専務理事及び常務理事は、理事長が指名する。

(役員任期)

第9条 役員任期は4年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員兼任の禁止)

第10条 理事長又は理事は監事を、監事は理事長又は理事を兼ねることができない。

(職員任命)

第11条 職員は、理事長が任命する。

(兼職の禁止)

第12条 常任の役員及び職員は、営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

第2節 理 事 会

(理事会の設置及び構成)

第13条 この地方公社に理事会を置く。

2 理事会は、理事長及び理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるときに招集する。

2 理事又は監事から会議の目的たる事項を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議事)

第15条 理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。

2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 理事会の議事は、この定款に特別の定めがある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べるができる。
- 6 理事長が緊急を要するものと認めた場合は、理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）に対し書面又は電磁的記録により賛否を求め、理事全員の同意をもって（ただし、監事が異議を述べたときを除く。）理事会の議決があったものとみなす。

（理事会の議決事項）

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

- (1) 定款又は業務方法書の変更
 - (2) 基本財産たる財産の変更
 - (3) 毎年度の予定貸借対照表、予定損益計算書及び決算
 - (4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき山形県知事に提出する事業計画、資金計画、財務諸表及び業務報告書
 - (5) 規程の制定又は改正若しくは廃止
 - (6) 規程により理事会の権限に属せしめられた事項
 - (7) その他この地方公社の運営上理事長が重要と認める事項
- 2 前項第1号又は第2号に掲げる事項については、出席理事の3分の2以上の決するところによる。

第3章 業務及びその執行

（業務の範囲）

第17条 この地方公社は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 住宅の積立分譲を行うこと。
- (2) 住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
- (3) 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
- (4) 市街地においてこの地方公社が行う住宅の建設と一体として商店、事務所等の用に供する施設の建設を行うことが適当である場合において、それらの用に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。
- (5) 住宅の用に供する宅地の造成とあわせて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行うことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他管理及び譲渡を行うこと。
- (6) この地方公社が賃貸し、又は譲渡する住宅及びこの地方公社が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

- (7) 前各号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。
- (8) 水面埋立事業を施行すること。
- (9) 委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに市街地においてみずから又は委託により行う住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行うこと。
- (10) 公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に基づき公営住宅又は共同施設の管理の一部について事業主体に代わって行うこと。

（業務方法書）

第18条 この地方公社の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第 4 章 基本財産の額その他資産及び会計

（資 産）

第19条 この地方公社の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2 この地方公社の基本財産の額は、2,600 万円とし、地方公共団体の出資の額は、次のとおりとする。

山 形 県	1,300 万円
山 形 市	300 万円
天 童 市	300 万円
米 沢 市	100 万円
酒 田 市	100 万円
鶴 岡 市	100 万円
村 山 市	50 万円
東 根 市	50 万円
庄 内 町	50 万円
新 庄 市	50 万円
南 陽 市	50 万円
上 山 市	50 万円
河 北 町	50 万円
山 辺 町	50 万円

3 基本財産は、安全、かつ、確実な方法により管理するものとし、これをとりくずしてはならない。
(事業年度)

第20条 この地方公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
(会計区分)

第21条 この地方公社は、住宅の積立分譲契約に基づく受入金に係る会計と他の業務に係る会計とを区分して経理する。

2 前項の他の業務に係る会計においては、内訳として積立分譲住宅勘定、一般分譲住宅勘定、賃貸住宅勘定、分譲住宅勘定、賃貸宅地勘定その他必要な勘定に区分する。

(決算)

第22条 この地方公社は、毎事業年度の決算を翌年度の5月31日までに完結しなければならない。
(財務諸表及び業務報告書)

第23条 この地方公社は、毎事業年度、前事業年度の決算完結後速やかに財務諸表を作成し、監事の監査を経て山形県知事に提出する。

2 この地方公社は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに、国土交通省令で定める事項を記載した当該事業年度の業務報告書を添付し、並びに財務諸表及び業務報告書に関する監事の意見をつける。

(利益及び損失の処理)

第24条 この地方公社は、第21条第1項の会計区分に従い、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理する。

2 この地方公社は、第21条第1項の会計区分に従い、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理する。

(余裕金の運用)

第25条 この地方公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債、地方債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金
- (3) その他国土交通省令で定める方法

第5章 雑 則

(規程への委任)

第26条 この地方公社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、規程の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、この地方公社への組織変更の日（昭和40年11月15日）から施行する。

(最初の役員の任期)

2 この地方公社の最初の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、それぞれの任命権者が定める。

(最初の事業年度)

3 この地方公社の最初の事業年度は、第20条の規定にかかわらず、この地方公社への組織変更の翌日から昭和41年3月31日までとする。

附 則

この変更は、昭和42年2月15日から適用する。

附 則

この変更は、昭和42年8月25日から適用する。

附 則

この変更は、昭和43年3月31日から適用する。

附 則

この変更は、昭和45年3月31日から適用する。

附 則

この変更は、昭和54年6月15日から適用する。

附 則

この変更は、昭和56年11月16日から適用する。

附 則

この変更は、昭和 57 年 10 月 22 日から適用する。

附 則

この変更は、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この変更は、平成 13 年 1 月 6 日から適用する。

附 則

この変更は、平成 17 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この変更は、平成 18 年 3 月 31 日から適用する。

附 則

この変更は、平成 20 年 4 月 16 日から適用する。

附 則

この変更は、平成 29 年 2 月 10 日から適用する。

附 則

この変更は、令和 2 年 8 月 24 日から適用する。